

札幌市住民基本台帳条例及び札幌市印鑑条例の一部を改正する条例
案

令和元年（2019年）9月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市住民基本台帳条例及び札幌市印鑑条例の一部を改正する条
例

（札幌市住民基本台帳条例の一部改正）

第1条 札幌市住民基本台帳条例（平成17年条例第9号）の一部を次のように改正する。

(1) 第2条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 除票の写し等の交付 法第15条の4第1項の規定による請求（以下「除票本人等交付請求」という。）、同条第2項の規定による請求又は同条第3項若しくは第4項の申出に基づく除票の写し及び除票記載事項証明書の交付をいう。

(5) 戸籍の附票の除票の写しの交付 法第21条の3第1項若しくは第2項の規定による請求又は同条第3項若しくは第4項の申出に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付をいう。

(2) 第2条第6号中「第7条第1項」を「第6条」に改める。

(3) 第9条の見出し中「交付」の次に「等」を加え、同条中「本人等交付請求を」を「本人等交付請求又は除票本人等交付請求を」に改め、「第12条第5項」の次に「（法第15条の4第5項において準用する場合を含む。）」を加え、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令」を「住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令」に改め、「規定する場合」の次に「又は当該除票本人等交付請求が住民票省令第13条第2項第1号に規定する場合」を、「については、」の次に「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年

政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び」を加え、「令第30条の26第1項」を「同令第30条の16第1項」に改め、「以下同じ」を削る。

(4) 第10条から第13条までを次のように改める。

第10条から第13条まで 削除

(5) 第15条第1項中「消除された住民票等の写し」を「除票の写し等」に、「消除された戸籍の附票等」を「戸籍の附票の除票」に改め、同項第2号中「第7条第1項」を「第6条」に改める。

(6) 第16条第1項第3号中「消除された住民票等の写し」を「除票の写し等」に、「消除された戸籍の附票等」を「戸籍の附票の除票」に、「第10条第6項(第13条第5項において準用する場合を含む。)」を「法第15条の4第5項若しくは第21条の3第5項において準用する法第12条第6項」に、「第12条第1項若しくは第2項」を「法第15条の4第3項若しくは第4項」に、「第13条第3項」を「法第21条の3第3項」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「戸籍の附票の写しの交付に関する省令(昭和60年法務省・自治省令第1号)」を「戸籍の附票の写し又は戸籍の附票の除票の写しの交付に関する省令(昭和60年法務省・自治省令第1号。次号において「附票省令」という。)」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「消除された住民票等の写し」を「除票の写し等」に、「消除された戸籍の附票等」を「戸籍の附票の除票」に、「郵便その他の規則で定める」を「住民票省令第16条各号若しくは附票省令第10条において準用する附票省令第4条各号に掲げる」に、「第10条第6項(第13条第5項において準用する場合を含む。)」を「法第15条の4第5項又は第21条の3第5項において準用する法第12条第6項」に改め、同号を同項第6号とし、同条第2項中「消除された戸籍の附票等」を「戸籍の附票の除票」に改める。

(7) 第22条の見出し中「漏えい防止措置等」の次に「の公表」を加え、同条第1項を削り、同条第2項中「住民票記載事項等」を「住民票、戸籍の附票、除票及び戸籍の附票の除票に記載されている事項(以下「住民票記載事項等」という。)」に、「前項」を「法第36条の2第1項」に改め、同項を同条とする。

(8) 第23条中「消除された住民票等の写し」を「除票の写し等」に、「消除された戸籍の附票等」を「戸籍の附票の除票」に改める。

(9) 第30条第2項を削る。

(10) 第31条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

(札幌市印鑑条例の一部改正)

第2条 札幌市印鑑条例(平成3年条例第24号)の一部を次のように改正する。

(1) 第5条第1号中「含む。）」の次に「、旧氏(同令第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。))」を加え、「第30条の26第1項」を「第30条の16第1項」に改め、「含む。以下同じ。))」の次に「、旧氏」を加え、同条第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

(2) 第6条第1項第3号中「氏名(」の次に「氏に変更があった者にあつては当該者に係る住民票に旧氏が記録されている場合における当該旧氏、」を加え、「、当該」を「当該」に改め、「含む」の次に「。第14条第1号において同じ」を加え、同条第2項中「磁気テープ」を「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))」に改める。

(3) 第14条中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改め、同条第1号中「(外国人住民にあつては、当該外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合における当該通称を含む。))」を削る。

(4) 第16条中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中札幌市住民基本台帳条例第9条の改正規定(「ついでに、」の次に「旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。)及び」を加える部分及び「令第30条の26第1項」を「同令第30条の16第1項」に改める部分に限る。)及び第2条の規定は、令和元年11月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 区長がその除票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第15条の2第1項に規定する除票をいう。以下この項において同じ。）に係る住民票を消除し、又は改製した日から起算して5年を経過している除票については、第1条の規定（札幌市住民基本台帳条例第9条の改正規定（「については、」の次に「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び」を加える部分及び「令第30条の26第1項」を「同令第30条の16第1項」に改める部分に限る。）を除く。）による改正前の札幌市住民基本台帳条例（次項において「旧条例」という。）第10条、第11条及び第12条の規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。次項において「デジタル手続法」という。）附則第4条第2項に規定する政令で定める日（当該除票の写しの交付が同日後になる場合にあつては、当該交付の日）までの間、なおその効力を有する。
- 3 区長がその戸籍の附票の除票（住民基本台帳法第21条第1項に規定する戸籍の附票の除票をいう。以下この項において同じ。）に係る戸籍の附票を消除し、又は改製した日から起算して5年を経過している戸籍の附票の除票については、旧条例第13条の規定は、デジタル手続法附則第4条第6項に規定する政令で定める日（当該戸籍の附票の除票の写しの交付が同日後になる場合にあつては、当該交付の日）までの間、なおその効力を有する。
- 4 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

（理 由）

住民基本台帳法等の一部改正に伴い、消除された住民票等の写しの交付に係る規定を削除するとともに、旧氏で表した印鑑の登録を認める等のため、本案を提出する。